

# 第 3 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 6 年 8 月 6 日 ( 水 )

射 水 市 役 所 布 目 庁 舎 301 号 室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第131号から第133号)  
日程第4 議事(議案第130号から第133号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 2 0 人 )

1 番	石庭 文男	3 番	熊西 忠治
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作

欠 席 委 員 ( 4 人 )

2 番	山崎 良吉
4 番	土合 正夫
23 番	橋爪 秀夫
24 番	永野 邦夫

議事日程

## 第1 議事録署名人の指名

### 第2

報告第131号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第132号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第133号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

議案第130号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第132号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
議案第133号 農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二  
主任 田中 良仁

#### 射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主任 福井 健太

## 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長（舟木会長）

ただいまから、第32回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「21番 田中委員」「22番 佐伯委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

### 会 期 の 決 定

### 議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第131号の説明)

議長(舟木会長)

それでは報告第131号農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第132号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第132号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理  
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

前田職務代理

申請地に該当土地改良区はないですか。

事務局

土地改良区区域外の土地で確認してあります。

前田職務代理

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第133号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第133号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田中委員

市街化区域の農地は届出なので農業委員の確認が必要ないのはわかるのですがたまたま地元である田の転用について聞かれることがあります。

転用の届出があった時には大きな案件だけでいいので地元農業委員に知らせてもらえないか。

事務局

わかりました。今後お知らせします。

田中委員

お願いします。

議長（舟木会長）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第130号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第130号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。  
今回は1件ございます。

【議案第130号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1件のうち、  
1番は譲渡人が離農のための所有権移転です。  
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

佐伯委員

譲り渡し人が離農ですが残った農地はどうするのですか。

事務局

買い手がまだ決まってないので検討中とのことでした。

佐伯委員

わかりました。

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第130号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第130号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第131号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第131号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第131号をご覧ください。  
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第131号を議案書をもとに朗読】

1番は自己用住宅とするための転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について土合委員欠席により事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第131の1番について説明します。

譲受人は 地内に本家がある長男です。

現在は、 市内で妻、子2人の4人で暮しております。

これまでは、子供も小さかったことから現在の住まいでも不自由は感じなかったそうですが、子供の成長とともに手狭になり、子供部屋も必要となってきたことから、家族で話し合った結果、両親の老後の面倒など考え、自宅に隣接する祖母所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

なお、本案件については、申請地が集落内にあり、10ha未滿の低生産性小集団の家であることから2種農地と判断します。今回の転用目的は自己用一般住宅であり、要件を満たしていることから問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第131号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第132号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第132号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(堀)

議案書6ページご覧ください。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の調査結果の報告をお願いします。

これについて、三島委員よりお願いします。

山下委員

さる7月16日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉や竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状況でした。このような状況から判断して農地に復元することは著しく困難であると考えます。

議長（舟木会長）

以上、三島委員より現地確認調査の結果報告をいただきました。これより本議案について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第132号 農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第132号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

（議案第133号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第133号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第133号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第133号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第32回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時12分

その他報告事項

射水市農業委員会の遊休農地解消事業について  
報告書は提出期限 平成26年9月5日（金）

次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 9月5日（金）午後2時から
- ・ 射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟木 康真

署名委員 田中 智浩

署名委員 佐伯 洋作

第三十二回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十六年八月十日  
至 平成二十六年九月一日